

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて（商工業生産設備等に対する飛驒市税の特例に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年3月31日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月12日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

改正理由

過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴う改正

専決第4号

専 決 処 分 書

商工業生産設備等に対する飛驒市税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

飛驒市長 都 竹 淳 也

## 商工業生産設備等に対する飛驒市税の特例に関する条例 の一部を改正する条例

商工業生産設備等に対する飛驒市税の特例に関する条例（平成16年飛驒市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第1条中「情報通信技術利用事業（情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）に定める）」を「農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする）」に改める。

第2条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改め、「（製造の事業の用に供するものに限る。）」を削り、「又は建物」の次に「（過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第1条に規定する特別償却設備に限る。）」を加える。

第3条第1項第1号中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第1項第1号の規定は、施行日以後に新設され、又は増設され

た施設において適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設については、  
なお従前の例による。

## 商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、本市の区域が過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第33条第1項の規定により同法第2条第2項の過疎地域とみなされたことに伴い、本市の区域内において製造の事業、<u>情報通信技術利用事業</u>(<u>情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成12年政令第175号)に定める</u>事業をいう。以下同じ。)若しくは旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の特例を定めるものとする。</p> <p>(適用固定資産)</p> <p>第2条 この条例の適用が受けられる固定資産は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける製造の事業、<u>情報通信技術利用事業</u>又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、当該事業の用に供する機械及び装置(<u>製造の事業の用に供するものに限る。</u>)又は建物</p> <hr/> <p>及びその敷地である土地(その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設の着手があったものに限る。)とする。</p> <p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 市内において製造の事業、<u>情報通信技術利用事業</u>又は旅館業の用に供する設備を有しない者が当該設備を新設した場合 3年度</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、本市の区域が過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第33条第1項の規定により同法第2条第2項の過疎地域とみなされたことに伴い、本市の区域内において製造の事業、<u>農林水産物等販売業</u>(<u>過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする</u>事業をいう。以下同じ。)若しくは旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の特例を定めるものとする。</p> <p>(適用固定資産)</p> <p>第2条 この条例の適用が受けられる固定資産は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける製造の事業、<u>農林水産物等販売業</u>又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、当該事業の用に供する機械及び装置</p> <hr/> <p>又は建物(<u>過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)第1条に規定する特別償却設備に限る。</u>)及びその敷地である土地(その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設の着手があったものに限る。)とする。</p> <p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 市内において製造の事業、<u>農林水産物等販売業</u>又は旅館業の用に供する設備を有しない者が当該設備を新設した場合 3年度</p> <p>(2)・(3) 略</p>

以下 略

以下 略

## 商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）要旨

### 1 改正の趣旨

過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴う改正

### 2 改正の内容

固定資産税の課税免除の特例を適用する対象業種を法律等の改正に伴い改めるもの。

改正前	改正後
○課税免除対象業種 製造の事業 <u>情報通信技術利用事業</u> 旅館業	○課税免除対象業種 製造の事業 <u>農林水産物等販売業</u> ※ 旅館業

※過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とするもの。

### 3 施行日 平成29年4月1日